

# 自然公園における行為の規制

長野県長野地域振興局 環境・廃棄物対策課

## 1 自然公園とは…

優れた自然の風景地を保護していくとともに、その利用の増進を図るため、また、生物多様性の確保に寄与するために自然公園法に基づき指定された公園です。  
長野地域振興局管内には自然公園として、2つの国立公園（妙高戸隠連山国立公園、上信越高原国立公園）と1つの県立自然公園（聖山高原県立公園）があります。  
それぞれの自然公園では自然景観の維持と適正な利用の推進を図るため、その特色に応じて、地種区分が定められています。

## 2 自然公園の地種区分

区分	特徴	制限の程度
特別保護地区	特に優れた自然景観、原始状態を保持しており、特に厳重に景観の維持を図る必要がある地区	学術研究及び公益上必要な行為以外は不可
第1種特別地域	特別保護地区に準ずる景観を有し、現在の景観を極力保護することが必要な地域	軽微な行為を除いて学術研究及び公益上必要な行為以外は不可
第2種特別地域	農林漁業活動と調整しながら、優れた自然の風致景観の維持を図る地域	風致景観上の支障がないものに限 り、一定の基準の範囲内で許可
第3種特別地域	通常の農林漁業活動を容認しつつ、優れた自然の風致景観の維持を図る地域	
普通地域	特別地域に含まれないが、風景の保護を図る必要がある地域	届出に係る行為が風景の保護に重要な支障がある場合には、行為の禁止、制限措置命令

## 3 特別保護地区及び特別地域内における行為規制（自然公園法第21条・第20条）

- 「特別保護地区」では、原則として現状の変更はできません。
- 「特別地域」では各種行為が規制されており、許可等が必要な行為には**主に次のようなもの**があります。  
（下記以外にも許可が必要な行為、また許可等が不要となる行為もありますので、詳しくはお問い合わせください。）

### (1) 工作物の新築・増築・改築

「工作物」とは…「土地に定着して築造した設備」

- 工作物
- 建築物（屋根及び柱又は壁を有する工作物。建築確認が不要な小規模なものも含む）
    - 常設（恒久的に使用されるもの）
    - 仮設（設置期間が3年を超えないもの）
  - その他の工作物（建築物以外で人為的に造られる工作物）
    - 常設（恒久的に使用されるもの）
    - 仮設（設置期間が3年を超えないもの）

（許可が必要な行為の例）

- 住宅、事務所、店舗、車庫、物置等の新築・改築・増築
- プレハブ、仮設トイレ、テント等の設置
- 道路、橋、鉄塔、電柱、運動施設、塀・柵、太陽光発電施設等の新設・増改築



## (2) 木竹の伐採

- 木竹（樹木や竹類）を伐採する行為

※人工林の伐採も対象となります。



## (3) 広告物等の設置・掲出・表示

- 看板・案内板の設置
- 建築物・工作物の壁面等に掲出・表示する行為
- ※イベント等の仮設看板、モニュメント、銅像、彫刻等の設置も対象となります。



## (4) 鉱石又は土石の採取

- 鉱物や岩石、土砂を採取する行為
- ※ボーリング・井戸掘削等も対象となります。



## (5) 土地の開墾・形状変更

- 土地の開墾
- 切土盛土等により人為的に土地の形状を変える行為

## (6) 植物の採取・損傷

- 植物を根から掘り採る行為
- 茎、花、葉等を採ったり傷付ける行為。（特別地域内では、環境大臣又は県知事が指定した希少な植物が対象。※）



## (7) 屋根・壁等の色彩の変更

- 屋根や壁面、塀、橋、鉄塔、送水管等の工作物の色を変える行為



※自然公園法とは別に、希少野生動植物保護条例により、採取が禁止されている希少野生動植物（高山蝶・山野草など）がありますのでご注意ください。

## 4 普通地域における行為規制（自然公園法第33条）

普通地域内では、次のような行為を行う場合、**行為着手の30日前までに届出が必要**となります。（このほかにも届出が必要となる行為がありますので、詳しくはお問合せください。）

### (1) 一定規模を超える工作物（建築物含む）の新築・増築・改築

例)高さ13mを超える又は延べ面積1000㎡を超える建築物、高さ30mを超える鉄塔等。

### (2) 一定規模を超える鉱物・土石の採取

### (3) 広告物等の設置・掲出・表示

### (4) 一定規模を超える土地の開墾・土地の形状変更

## 5 許可申請等手続について

行為の種類・規模により、**申請から許可まで3週間～3ヶ月ほど時間を要します**。他法令の手続が必要となる場合もありますので、自然公園内でなんらかの行為を予定している方は**お早めにご相談ください**。

また、行為予定地が自然公園に該当するか否かの相談も受付けております。行為予定地を示す地図（1:25,000程度）を準備して、長野地域振興局 環境・廃棄物対策課にご相談ください。

### 【問い合わせ先】

- 県立自然公園全般、国立公園の許可等に関すること。

**長野県長野地域振興局 環境・廃棄物対策課 環境保全係**

TEL 026-234-9590 FAX 026-234-9912 メールnagachi-kankyo@pref.nagano.lg.jp

- 国立公園全般に関すること。

**戸隠自然保護官事務所**（妙高戸隠連山国立公園） TEL 026-254-3060 FAX 026-259-3089

**志賀高原管理官事務所**（上信越高原国立公園） TEL 0269-34-2104 FAX 0269-34-3828